

組合員証等を使用して医療機関を受診できない場合があります！

公務上のケガや病気は組合員証を使用できません！



なぜ？

公務中や通勤中のケガや病気の治療は、地方公務員災害補償基金から療養補償が行われるため、本組合から給付できないことになっています。

どうすれば？

医療機関の窓口で「公務上」であることを申し出てください。勤務先の共済事務担当課を通じ、地方公務員災害補償基金に公務災害の申請を行ってください。

※一部の医療機関では、公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用し、保険診療の扱いをする場合がありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。

※公務や通勤によるものと判断できない場合は一時的に組合員証で受診してもかまいませんが、公務上と認定されたらすぐに療養補償に切り替えるよう、医療機関に申し出てください。



第三者行為によるケガは届出をしないと組合員証を使用できません！

なぜ？

交通事故や暴力行為、飲食店での食中毒、他人の飼い犬に噛まれたことなど(第三者行為)によりケガ等をした場合は、加害者がその治療費等を負担することとなります。

どうすれば？

傷病の原因が公務上でない場合は組合員証を使って治療することが可能です。ただし、この際に要した治療費は共済組合が相手方に代わり、一時的に立て替えたものとなり、共済組合から相手方に求償する必要がありますので、他人の行為でケガ等をした時は、共済事務担当課を経由し、「損害賠償申告書」一式を提出してください。

※組合員及び被扶養者が加害者でも被害者でも、事故の過失割合や相手が不明等の場合でも「損害賠償申告書」の提出が必要です。

※スポーツ中に相手と接触して転倒した場合や、単独事故の場合は第三者行為に該当しません。

被扶養者としての資格を喪失した後に受診した



被扶養者としての資格を喪失した後は被扶養者証を使用できません！

なぜ？

就職や収入の増加、雇用保険及び年金等の受給により、被扶養者としての資格を喪失した後は、ご自身で国民健康保険等に加入する必要があります。

どうすれば？

速やかに被扶養者証を共済組合に返却し、お住まいの市役所、役場等で国民健康保険等の加入手続きを行ってください。

※誤って被扶養者証を使用した場合、医療費の返還を求められる場合がありますので、ご注意ください。

※さかのぼって扶養認定が取り消しとなった場合も同様に医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。

喪失後に誤って組合員証等を使用したことによる医療費の返還が増えていきます！

このようなケースも医療費の返還対象となります

- 予想以上に収入が増加しており、翌年になって被扶養者の資格要件に該当しないことが分かり、さかのぼって被扶養者としての資格が取り消しとなった場合

資格喪失日から、受診された全ての期間における医療費の返還が生じますので、被扶養者証等使用の際にはご注意ください。

注意！